

■福祉のまちづくり条例対象施設(建築物編)と遵守基準となる整備項目

都市施設の名称	特定都市施設 網掛け部分が特定都市施設 床面積(以上~未満) 500㎡ 2,000㎡ 5,000㎡ 200㎡ 1,000㎡ 3,000㎡	●▲★届出が必要となる整備項目(ただし、バリアフリー法令・条例において義務化対象となるものについては届出免除)																	施設利用者別用途一覧			
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧		⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物	特定多数の者が利用する建築物	
		路移動円滑化経	出入口	廊下等 授乳場所等	階段	傾斜路	エレベーター その乗降口	エレベーター の昇降機 その他	特殊な構造又は 使用形態の エレベーター その他	便所 アベビッチェ ベビード	浴室又は シャワー室	宿泊施設の 客室	観覧席・客席	敷地内の 通路	駐車場	標識	案内設備	案内設備 の経路 まで	公共の 通路			
1 学校等施設	学校(幼稚園を除く。)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	特別支援学校	左記以外
	幼稚園				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●		
		○																		●		
	その他これらに類する施設 ※	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
2 医療等施設	病院又は診療所(患者の収容施設を有するもの。)				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	すべての施設	
			○	○																●		
	診療所(患者の収容施設を有しないもの。)				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●		
	助産所、施術所又は薬局(医薬品の販売業を併せ行うものを除く。) ※	★			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
3 興行施設	劇場、観覧場、映画館又は演芸場				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	すべての施設	
	その他これらに類する施設 ※				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
4 集会施設	集会場(冠婚葬祭施設を含み、一の集会室の床面積が200㎡を超えるもの。)				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	すべての施設	
			○	○																●		
	公会堂				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●		
			○	○																●		
	集会場(冠婚葬祭施設を含み、すべての集会室の床面積が200㎡以下のもの。)				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●		
公民館 ※ その他これらに類する施設 ※				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
5 展示施設等	展示場				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	すべての施設	
	その他これらに類する施設 ※				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
6 物品販売業を営む店舗等	卸売市場				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	卸売市場
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●		
			○																	●		
		●																		●		
7 宿泊施設	ホテル又は旅館				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	すべての施設	
	その他これらに類する施設 ※				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
8 事務所	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	保健所、税務署その他不特定かつ多数のものが利用する官公署	事務所(他の施設に附属するものを除く。)
			○	○																●		
	事務所(他の施設に附属するものを除く。)				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		

※:バリアフリー法令・東京都建築物バリアフリー条例にて義務化の対象となるものは届出不要

●★:福祉のまちづくり条例の届出が必要な用途及び規模

○:バリアフリー法令・東京都建築物バリアフリー条例にて義務化の対象となるもの(ただし、「観覧席・客席」「公共の通路」がある場合は、その整備項目について届出が必要となるものがある。)

【福祉のまちづくり条例の届出が必要な遵守基準】

●:建築物(共同住宅等以外)の遵守基準 ★:小規模建築物の遵守基準

【バリアフリー法令・東京都建築物バリアフリー条例と重複している遵守基準(届出不要のもの)】

○:建築物(共同住宅等以外)の遵守基準